

2020 新光三越「真的北海道フェア」(仮称)
～台湾で新たな販路を切り開く。持続可能な北海道ブランドの共創を～
台湾における北海道フェアへの出品募集のご案内
(共同・協業販路開拓支援補助事業)

全国商工会連合会の補助事業として、台湾最大規模の催事が開催される新光三越「日本商品展」内で北海道フェアを開催します。

新光三越で毎年開催される日本商品展は集客催事「周年慶」期間中に併せて開催しているためメディアでも大きく取り上げられます。5会場、計75日間で100万人以上のお客さまを動員する規模であり、その中でも特に集客力が見込める基幹店の信義A11に出展致します。

参加をご希望される企業の方は下記をご確認の上、参加申込書に必要事項を記載のうえ、メールにてお申込みください。なお、本フェアの開催につきましては、(株)ディーアンドシー(横尾社長：北海道出身)の協力を得て同社がブース設置、通訳、輸出入業務を担います。

※現状、日本から台湾への入境は原則禁止されています。フェア開催時期に現地への渡航が困難な場合は、現地スタッフによる販売やフェア自体が中止となる可能性があります。

※(株)ディーアンドシー社は台湾に現地法人を有し、新光三越以外の百貨店での催事出展や現地スーパー等への卸売など幅広い販路があります。



出品企業募集要項

【イベント名】

- ・「真的北海道フェア」(仮称)

【主催者】

- ・(一社)北海道貿易物産振興会

【後援】

- ・北海道、JETRO 北海道、フード特区機構

【協力】

- ・新光三越百貨股份有限公司

【開催日程、場所】

- ・令和2年10月23日(金)～11月9日(月) (予定)
- ・新光三越 信義A11店(予定)、台湾台北市信義区松寿路11号

【募集出品数・申込資格者】

- ・30品目程度(1社3品目上限)
 - ・次の①、②のいずれかに該当する者。なお、輸出に係る手続は代行事業者が行いますので、特別な資格等は不要です
 - ①道内に事務所又は事業所を有する企業及び個人事業主のうち、道産品の生産・製造・加工を行っている方または自らが企画・考案した道産食品の販売を行っている方
 - ②上記に該当する商品を取りまとめ、販売する中小企業者、個人事業主及び主催者が認めた先
 - ③暴力団等の反社会的勢力、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- ※必要な書類の準備、データの提供、ラベル貼付・表示に協力いただける先(輸出手続上、品目等によって追加書類の提出を求める場合があります)

【対象商品】

- ・JANコード取得済み、および賞味期限が原則120日以上道の内製造・加工食品、スイーツなどの食品および化粧品

- ・1社あたり最大3品目まで(出品多数の場合は調整することがあります)
ただし、以下に該当する商品は対象外です

- ・台湾の輸入禁止・規制品目や輸入に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品
- ・特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
- ・施設の制約上販売出来ないもの（一次産品、大きな雑貨・工芸品など）
- ・台湾で表示義務となっている「①熱量(カロリー)、②タンパク質、③脂質、④炭水化物、⑤ナトリウム、⑥糖類、⑦トランス脂肪酸、⑧飽和脂肪酸のご対応がいただけない場合

【ご参考】

「台湾による日本産食品の輸入規制について（農林水産省）」

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/other/taiwan_kisei.html

「日本からの輸出に関する制度（日本貿易振興機構）」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

【申込書類】

- ・別添「申込書・商品規格書 in 台湾」
- ・その他輸出入の際に必要な書類

【販売商品の決定】

- ・申込書等の内容から出品する商品を決定させていただきますが、対象商品であっても、店舗施設の制約や現地フェア運営側の判断等により、出品できない場合がありますので、予めご了承ください。また出品が決定した商品につきましては、サンプル品の送付、PR資材（商品画像データやPOP等）の提供依頼や調理方法のヒアリングをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします

【運営側負担】

- ・出品料、通訳・販売員代、備品代、一般的な什器借料、現地販促費、輸出入関係費用、中国語のラベル表示のための翻訳代

【出品者負担】

- ・商品の国内指定倉庫およびサンプル品の指定事務所までの輸送費
- ・通関時、必要書類発行などで発生する個別別費用
- ・台湾への渡航は任意(現時点で渡航補助はございません)ですが、申込状況によっては渡航される企業の商品を優先して選定する場合がございます。予めご了承ください

【取引条件・実績報告・精算】

- ・販売期間：令和2年10月23日(金)～11月9日(月) ※出品数に応じて販売日数調整あり
- ・仕入条件：委託販売（期間中売れた分[レジ通過分]を日本国内卸価格でお支払い）
- ・売価設定：日本国内・台湾にて通関手続き上発生する諸費用、諸税および現地協力企業マージン、新光三越への管理費などを勘案し、台湾における小売価格を現地協力企業と出品企業様との相談の上で設定させていただきます
- ・実績報告：精算時に販売実績のほか、アンケート結果をフィードバック致します。
- ・残存商品：販売期間終了後の残存商品は、原則、現地にて売り場から撤去、処分させていただきます。返却はできかねますので、予めご了承ください。
- ・精算処理：販売個数×日本国内卸値の清算金額を日本円でお振込み致します。
新光三越⇒現地運営企業⇒事務局⇒出品企業(のお金)の流れのため、2021年2月以降の清算となります

【申込締切】

- ・令和2年7月26日(日) ※電子メールでの受付に限ります。

【申込・お問い合わせ】

(一社)北海道貿易物産振興会 担当：海外推進部 在川

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター1階

TEL：011-251-7976 E-mail：zaikawa@dousanhin.com

以上